

第4 生活支援計画（生活支援の充実）

I 計画の施策・事業体系

《施策》		《事業》
（大項目）	（小項目）	（事業名）
1 生活保護	(1) 生活支援の充実	《主要》 ① 生活保護制度の適正な運用 ② 生活保護の運用体制の整備 ③ 相談体制の充実
	(2) 自立支援の充実	《主要》 ① 自立支援プログラムによる支援の推進 ② 就労支援の充実
2 生活のセーフティネット	(1) 生活環境の整備	① 買物環境の整備 （「第1 地域福祉計画」参照）
	(2) 生活基盤の支援	① 社会福祉協議会との連携 ② 低所得者・離職者支援の実施 ③ 社会的孤立の防止と地域交流の促進 ④ 中国残留邦人等への地域生活支援
	(3) 自立支援の促進	《主要》 ① 生活困窮者自立支援事業の推進 【参考】 ② 多様な働き方への支援 ③ 関係機関等との連携による子ども・若者支援施策の充実 （「第6 子ども・子育て支援計画」参照） ④ 子どもの貧困対策の推進 （「第6 子ども・子育て支援計画」参照） ⑤ 高齢者就業支援事業の推進 （「第2 高齢者計画」参照） ⑥ ひとり親家庭等の自立支援・経済的支援の拡充 （「第6 子ども・子育て支援計画」参照）
3 国民年金	(1) 年金加入の促進	① 相談等の充実
	(2) 年金制度の改善	① 年金制度の充実要請
4 医療保険	(1) 国民健康保険事業の適切な運営	《主要》 ① 新たな国民健康保険制度における事務の標準化と財政健全化の推進 ② 保険税の収納率の向上 ③ 医療費適正化の推進 ④ 特定健康診査等による生活習慣病予防の推進 （「第5 健康づくり計画」参照）
	(2) 後期高齢者医療制度の適切な対応	① 後期高齢者医療制度の適切な対応
5 推進体制の強化	(1) 関係機関等とのネットワーク強化	① 相談窓口機能・連携の強化 ② 関係機関との連携強化

《主要》…市政全体の運営方針である「第4 次三鷹市基本計画 第2 次改定」の主要事業にあたる事業については、《主要》と表記しています。

【参考】…「第4 次三鷹市基本計画 第2 次改定」の中その他分野で主に事業内容を掲載している事業については、【参考】と表記しています。

Ⅱ 主な事業の内容

1 生活保護

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障する制度であり、市民生活を守る最後のセーフティネット（安全網）として、その役割は非常に重要です。

生活保護受給者は、全国的に微減傾向にあります。三鷹市でも、制度の適正な運用と就労をはじめとする自立支援に努めた結果、平成25年度以降微減傾向となっておりますが、今後も市民だれもが安心して生活が営めるように相談しやすい体制とするとともに、生活保護受給者の自立支援、そしてより一層の適正化に取り組みます。生活保護受給者の自立支援では、自立支援のための体制整備を図り、就労支援だけでなく、日常生活や社会生活における自立支援を充実します。

（1）生活支援の充実

① 《主要事業》生活保護制度の適正な運用

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化や資産調査等の取り組みを強化します。

② 生活保護の運用体制の整備

生活保護制度を適正に運用するため、関係機関との一層の連携強化を図るとともに、地区担当員の増員など実施体制の整備に努めます。

③ 相談体制の充実

生活保護制度の周知を図るとともに、庁内及び関係機関との連携により相談体制の充実に努めます。

（2）自立支援の充実

① 《主要事業》自立支援プログラムによる支援の推進

生活保護受給者の社会的・経済的な自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、自立支援員の活用や関係機関との連携により、就労支援をはじめ、健康管理や金銭管理の支援、債務整理支援、居場所づくり支援等を実施します。

② 就労支援の充実

生活保護受給者の就労による経済的自立をめざし、ハローワークとの連携の下、就労支援担当地区担当員や就労支援員・就労準備支援員（委託事業者）による就労支援を充実します。

2 生活のセーフティーネット

社会保障制度の基本的な骨格は国が定めていますが、市民に最も身近な政府である三鷹市として、第二のセーフティーネットの構築に向けた取り組みを行う必要があります。

三鷹市では、生活保護世帯の自立支援を充実するとともに、様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するために関係機関等と連携して相談から自立まで継続的な支援を行う生活困窮者自立支援事業を実施します。また、経営の苦しい中小企業を支援するため、金融機関、信用保証協会と連携して緊急資金融資あっせん事業やセーフティーネット保証の認定を実施します。

(1) 生活環境の整備

① 買物環境の整備

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－⑤」参照）

(2) 生活基盤の支援

① 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護受給世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を支援する制度の周知を図ります。

② 低所得者・離職者支援の実施

生活困窮者自立支援事業において、就労支援・就労準備支援を行うとともに、離職により住居を喪失または失うおそれのある世帯等への家賃相当額の支給を行い、住居の確保を行いつつ就労機会の確保を図る住居確保給付金支給事業の利用を推進するなど、生活困窮状態からの脱却を図っていきます。こうした生活の不安や心配を抱える方について、さり気ない地域の見守りの中から生活困窮者自立相談支援窓口へのアクセスも検討していきます。

③ 社会的孤立の防止と地域交流の促進

生活困窮の要因となる若者、高齢者などの社会的孤立を防止するため、各種相談窓口に関する情報発信を積極的に行うとともに、地域ケアネットワークや見守りネットワーク事業などの「支え合い」の仕組みを通して地域交流の促進を図ります。

④ 中国残留邦人等への地域生活支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人等が安定した生活が送れるよう、国の基準に従い支援給付の実施や地域社会で安心して暮らせるよう支援相談員による日常生活支援を行います。

(3) 自立支援の促進

① 《主要事業》生活困窮者自立支援事業の推進

様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関等との連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を行う生活困窮者自立支援事業を実施します。実施にあたっては、窓口を開設し、専門の支援員を配置するとともに、相談者の意向を確認しながら、必要な支援（住居確保給付金・就労準備支援・家計改善支援・学習等支援・ひきこもり支援等）を行います。あわせて、生活困窮者自立支援制度を分かりやすく説明したしおりを作成するなど、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、実施状況を評価・検証する中で事業拡充についても検討していきます。

② 多様な働き方への支援 [参考]

女性、若者、シニア世代などの就職・再就職に向けた能力・技術の習得講習や就職セミナーを開催し、誰でも自分らしく働ける環境づくりを推進します。

また、起業・副業・兼業など、これまでの就業形態に捉われない、多様化する現代の働き方への支援を関係機関等と連携しながら行います。

③ 関係機関等との連携による子ども・若者支援施策の充実

（「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）4－（3）－③」参照）

④ 子どもの貧困対策の推進

（「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）1－（1）－③」参照）

⑤ 高齢者就業支援事業の推進

（「第2 高齢者計画（高齢者福祉の充実）2－（1）－①」参照）

⑥ ひとり親家庭等の自立支援・経済的支援の拡充

（「第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）2－（3）－⑥」参照）

3 国民年金

国民年金制度は、健全な国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に、全国民共通の基礎年金として、高齢になったときや万一の時に経済的な支えとなる重要な役目を担っています。近年は、少子長寿社会の進展、財政問題等制度に対する不安が高まっており、今後も持続可能な制度の維持と制度に対する信頼の確保が課題となっています。

保険者は国であり、業務を日本年金機構に委託しています。三鷹市は、日本年金機構の組織である年金事務所と連携し、国からの法定受託事務及び協力連携事務を担っています。

（1）年金加入の促進

① 相談等の充実

年金相談窓口では、年金事務所と連携を強化しながら、市民の老後や障がいの状態になった方の生活設計基盤となる年金受給権が確保できるよう、引き続き無年金者の防止に向けた相談等を実施します。

（2）年金制度の改善

① 年金制度の充実要請

年金制度について、今後も持続可能な制度の維持と信頼の確保に努めるとともに、利便性の確保の観点から日本年金機構への事務の一元化に向けて、東京都国民年金協議会等を通じて、国に要請していきます。

4 医療保険

国民健康保険事業については、平成30年度から都道府県単位化により、東京都が財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、その財政状況は引き続き大変厳しい状況にあります。三鷹市は、保険税の適正な賦課を行い、収納率の向上を図るとともに、国保データベースを活用した保健事業の充実やジェネリック医薬品の利用促進など医療費の適正化事業の拡充、法定軽減の対象となる世帯のさらなる拡充を図るなど低所得者層に配慮しながら、東京都とともに保険財政の健全化に取り組みます。

また、子どもの均等割額軽減制度の創設のほか、国の公費負担割合の拡大など国民健康保険の財政基盤の拡充・強化につながる国民健康保険制度の改革や医療保険制度の一本化に向けた取組を国に強く要望していきます。

東京都後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度については、三鷹市の役割である保険料の徴収や保険証の引き渡し等を円滑に実施しながら、国が進める高齢者医療制度改革の動向を注視し、東京都後期高齢者医療広域連合と連携して、丁寧な対応に努めます。

（1）国民健康保険事業の適切な運営

① 《主要事業》新たな国民健康保険制度における事務の標準化と財政健全化の推進

財政運営を担う東京都とともに、事務の効率化・標準化と国民健康保険財政の健全化を図ります。特に、国民健康保険加入者の医療費の動向等を見極めながら、東京都が示す国民健康保険事業費納付金を納付するため、三鷹市の標準保険料率等を参考に、国民健康保険税の適正な負担のあり方について、法定軽減の対象となる世帯のさらなる拡充を図るなど低所得者層に配慮しつつ、必要な検討と対応に取り組みます。

② 保険税の収納率の向上

保険税の適正な賦課を行い、未納者への早期対応を図るとともに、「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」に基づき、きめ細やかな納税相談を行いながら収納率の向上に努めます。

③ 医療費適正化の推進

医療費通知・広報の充実による市民の適正受診への意識啓発のほか、市民の健康増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みや、東京都国民健康保険団体連合会が提供する国保データベース(KDB)システムを活用した効果的な保健事業を実施します。また、ジェネリック医薬品のさらなる利用促進を図るなど、医療費の適正化を推進します。

④ 特定健康診査等による生活習慣病予防の推進

（「第5 健康づくり計画（健康づくりの推進）4－（1）－③」参照）

（2）後期高齢者医療制度の適切な対応

① 後期高齢者医療制度の適切な対応

東京都後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度については、三鷹市の役割である保険料の徴収や保険証の引き渡し等を円滑に実施します。

また、被保険者等からの窓口や電話等による問い合わせに対しては、引き続き丁寧な対応に努めます。

5 推進体制の強化

三鷹市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策のより一層の周知を図るために、情報を一元化するための窓口の連携強化を図ります。

低所得者や離職者等の生活安定を図るため、社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関との連携を緊密にし、推進体制の強化を図ります。

（1）関係機関等とのネットワーク強化

- ① 相談窓口機能・連携の強化
- ② 関係機関との連携強化

三鷹市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策をより効果的に実施するため、市民へのより一層の周知を図るとともに、関係機関等との緊密な連携により、各窓口の機能・連携を強化します。